



中国の深圳での特許訴訟提起のお知らせ

弊社は、2017年8月16日、深圳市中級人民法院（深圳の裁判所）において、韓国のPDT株式会社を被告とする特許侵害訴訟を提訴いたしました。現在、本件は既に法院に受理され、審理段階に入っております。

本訴訟において弊社が特許侵害を主張する特許権は、中国において所有する特許権（特許番号：ZL20140267474.2、有効期限2012年3月26日から2032年3月25日）であり、本件特許権に係る特許発明は弊社のガラス加工装置におきまして採用されております。

本件特許の特徴は、ガラス加工装置（ガラス板等の薄板を自動搬送で加工ユニットまで搬送し、加工ユニットにおいて薄板を研削する装置）において、様々なサイズの薄板に対応できるように設けられた加工テーブルのサイズを薄板のサイズに応じて変更できることです。

株式会社ハリーズ

2017年9月15日